

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
-------	--------------

《目的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の40歳以上のかた
- ②方法 健診・検診会場、健康相談等の保健事業、各保健センターにおいて交付

《実績》

健康手帳の交付状況 (単位：冊)

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
26年度	3,046	5,401	8,447	878	561	1,439	3,924	5,962	9,886
27年度	3,306	6,347	9,653	835	644	1,479	4,141	6,991	11,132
28年度	2,520	5,243	7,763	1,174	1,277	2,451	3,694	6,520	10,214
29年度	2,698	6,427	9,125	1,440	1,666	3,106	4,138	8,093	12,231
30年度	2,697	6,389	9,086	868	1,102	1,970	3,565	7,491	11,056

健康手帳の変遷

19年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
20年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらおうようにした。
21年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
22年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
23年度	慢性閉塞性肺疾患(COPD)の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患(COPD)についての説明を追加。
24年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
25年度	国の方針によりHbA1cがJDSからNGSPに表記変更となったことを受け、JDSとHbA1cの値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
26年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報(肝炎ウイルス、骨の健康) ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
27年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目(健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報)を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
28年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果にeGFRの値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。
29年度	サイズ変更(A4→A5)

30年度	<ul style="list-style-type: none">・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
------	---

《考 察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 2 1 (第 2 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ① 生活習慣病 ② 栄養・食生活 ③ 身体活動・運動 ④ ころ ⑤ 飲酒 ⑥ 喫煙 ⑦ 歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内容》

(1) 対象者

① 健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)

② 衛生教育

上記「健康教育」以外のかた

(2) 種類・内容

① 健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育

慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 衛生教育

・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実 績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
平成26年度	194 (155)	7,356 (3,493)	1,259	3,539 (3,493)	2,558	0
平成27年度	203 (134)	8,469 (3,470)	1,110	3,651 (3,470)	3,591	117
平成28年度	172 (114)	6,412 (2,626)	1,026	2,737 (2,626)	2,649	0
平成29年度	163 (116)	5,926 (2,715)	876	2,903 (2,715)	2,147	0
平成30年度	152 (107)	5,437 (2,299)	1,056	2,378 (2,299)	2,003	0

教育種類別実績

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	93	3	52	0	4	0	152
延人数	4,273	53	1,022	0	89	0	5,437

40～64歳の教育種類別実績〔再掲〕

※健康増進事業実施要領に基づくもの

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	63	2	38	0	4	0	107
延人数	1,800	13	418	0	68	0	2,299

《考 察》

平成30年度は29年度と比較すると実施回数が11回減少、実施延人数が489人減少している。ここ数年、回数、延人数ともに減少傾向となっている。出前健康講座の依頼や各教室への参加者の減少が要因と思われる。

参加者を年代別にみると39歳以下が19.4%、40～64歳が43.7%、65歳以上が36.9%であった。健康教育の実施においては、依頼内容や参加者の年代も考慮し、生活習慣病予防や健康の保持増進に向けて、知識の普及に努めていきたい。

【一般健康教育】

●出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤のかた

② 方法

自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。
(年末年始を除く。)

③ 内容

出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

④ 周知方法

ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	35 (25)	999 (192)	202	192	605

《考 察》

平成30年度は、実施回数(29年度37回2回減)、参加者の延人数(29年度1,082人83人減)ともに減少している。

依頼内容では、食生活(健康管理、栄養バランスの食事等)や生活習慣予防を含めた健康管理、メンタルヘルス、女性の健康など、要望は多岐にわたっている。希望団体からの依頼内容とともに、今後も、課として重点的に啓発する内容を明確にし、健康教育のメニューに取り入れ、積極的にPRを行っていきたい。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内 容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたいかた
20歳～74歳の市民

② 方法

高血圧予防と脂質異常症予防にテーマを分けて各4回を計8コース実施。

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。
- ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。
- ・試食を通し、減塩の工夫やカロリーを減らす方法を知る。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR・広報、ホームページ等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

高血圧予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター [11/14]	1(0)	12(0)	0	0	12
2. 南部保健センター [12/6]	1(1)	7(1)	0	1	6
3. 西部保健センター [1/17]	1(1)	4(4)	0	4	0
4. 健康管理センター [2/6]	1(1)	8(3)	0	3	5
計	4(3)	31(8)	0	8	23

脂質異常症予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター [11/28]	1(1)	12(2)	0	2	10
2. 南部保健センター [12/20]	1(1)	12(4)	0	4	8
3. 西部保健センター [1/31]	1(1)	15(8)	0	8	7
4. 健康管理センター [2/21]	1(1)	15(3)	0	3	12
計	4(4)	54(17)	0	17	37

《考察》

29年度までは1コース2課で実施していたが、参加者が減少傾向であったため、高血圧と脂質異常症予防をテーマに1日の教室にリニューアルした。参加者は合計85人で脂質異常症予防コースが54人で高血圧予防コースの31人より多かった。健診結果から自分の食生活改善に必要なコースに参加する方、予防したい方の参加があった。性別で見ると約75%が女性で男性は約25%と少なく、年齢別では65歳以上が約70%となっており、若い世代の参加者が少なかった。しかし、29年度は参加者の80%が65歳以上だったので、テーマ別に1日の教室にしたことで、若い世代も参加しやすくなったと考えられる。

また、アンケートから「講義内容が理解できた」が91.7%、「学んだことを日常生活に活かすことができる、多分活かせる」が98.8%と、教室の中で各自が取り組める目標を立てたことで実行に繋がると期待できる。教室の特徴でもある「試食と調理のデモンストレーション」については、全員が参考になったと好評であった。

今後も、生活習慣病やメタボリックシンドローム予防のために必要な食生活の知識や正しい情報を提供する教室として継続して実施していく。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内容》

- ① 対象者
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団健診)
- ② 方法
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容
乳房自己触診法について

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	33 (26)	2,487 (1,334)	547	1,334	606

《考察》

乳がんは、乳房自己触診によって、自分自身で発見できる数少ないがんの1つであることから、女性のがん検診(子宮頸がん検診、乳がん検診)の集団検診で受診者に、定期的な乳房自己触診の実施を勧めている。がん予防及び早期発見のために、今後も継続して実施していく。

●健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

《内容》

① 対象者

民生委員・児童委員等

② 方法

各地区組織の会議等

③ 内容

がん検診・特定健診・特定保健指導のPRと、生活習慣病予防等について説明

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	11 (3)	393 (184)	0	184	209

《考察》

健康増進課で実施している健診(検診)や生活習慣病予防に関する事業について、各地区組織の会議等に出向き説明・PRをしている。地区の代表者から地域住民へ情報が提供される事で、健診(検診)の受診や健康教育、健康相談の利用につながっていくと考える。今後も継続して実施していきたい。

●「専門家ネットワークセミナー」

《内容》

① 対象者

一般市民を対象

② 方法

日時 10月20日(土) 14:00～16:00

会場 中央公民館

③ 内容

テーマ：「それホント？よくある脳の病気やけがの話」

講師：独立行政法人国立病院機構 下志津病院 病院長 石毛 尚起 氏

テーマ「佐倉市の健康課題と取り組み」

講師：健康増進課保健師

④ 周知方法

チラシ、広報などでの周知

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲出前健康講座参加者

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
専門家ネットワークセミナー	1(1)	60(30)	0	30	30

《考察》

市民公開講座の講師として、保健師が講演の一部を担当した。佐倉市における医療受診状況、特定健診の結果について伝え、生活習慣病予防の必要性を伝える事が出来た。次年度以降については依頼があった場合、講義内容等を検討していく。

●「出張 健康美ボディ講座」

《内容》

詳細は「Ⅱ.14.(3)女性の健康づくり教育(妊娠力向上啓発)」に掲載

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
千葉敬愛短期大学	1(1)	123(35)	78	35	10
計	1(1)	123(35)	78	35	10

【歯周疾患健康教育】

《内容》

① 対象者

各種教室の参加者

出前健康講座参加者

② 方法

各種教室の中の講義の1コマとして実施

出前健康教育での依頼に対応

③ 内容

生活習慣病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防法について

《実績》

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

事業名	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
糖尿病予防学習会	1(1)	8(8)	0	8	0
出前健康講座	2(1)	45(5)	0	5	40
計	3(2)	53(13)	0	13	40

《考 察》

歯周疾患と生活習慣病との関連を知ることによって、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっている。今後は64歳以下の者に普及啓発できるよう検討していきたい。

【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

- ① 対象者
骨粗しょう症検診受診者
- ② 方法
骨粗しょう症検診会場で実施
- ③ 内容
骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	8(8)	738(345)	192	345	201

《考 察》

骨粗しょう症検診は、「自分の骨量を知ること、骨粗しょう症による骨折リスクを防ぎ、寝たきり予防につなげる」及び「現在の骨量をできるだけ長く保つ」という2つの目的で実施している。

20～30歳代の受診者には、骨量がピークになる年代であることから、骨量が少ない場合は骨量を増やす必要性について、また、女性は閉経とともに急激に骨量が低下することから、全年代の受診者に骨量の減少をできるだけゆるやかにするよう、栄養や運動などに心がけるよう教育を実施している。さらに、65歳になると平均して2人に1人が要精密検査となるため、受診の必要性や転倒予防についてもパンフレットをお渡しし、説明をしている。

他の検診と異なり、骨粗しょう症は生命に直結する疾患ではないが、生活の質を大きく低下させる要因となることから、今後も検診の結果を生活習慣改善に活用していただけるよう、教育を実施していく。

●出前健康講座

《内 容》

- ① 対象者
市内在住・在勤のかた
- ② 方法
自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。
(年末年始を除く。)
- ③ 内容
出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

④ 周知方法

ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1 (1)	27 (3)	0	3	24

●メタボ予防のための「運動習慣づくり教室」

《内容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要なかた

② 方法

1コース2回を計6コース実施。(計12回)。

1コース：10/16、10/30 志津コミュニティセンター

2コース：11/6、11/20 市民体育館

3コース：12/1、12/25 南部保健センター

4コース：1/15、1/28 健康管理センター

5コース：2/7、2/28 西部保健センター

6コース：3/6、3/18 健康管理センター

③ 内容

健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身に着くように健康教育を実施する。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR・広報

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

コース・場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 健康管理センター	2(2)	6(2)	12(4)	0	4	8
2. 西部保健センター	2(2)	8(1)	13(2)	0	2	11
3. 市民体育館	2(2)	12(4)	21(8)	0	8	13
4. 西部保健センター	2(2)	8(1)	15(2)	0	2	13
5. 南部保健センター	2(2)	18(1)	31(3)	0	3	28
6. 健康管理センター	2(2)	16(4)	31(8)	0	8	23
計	12(12)	68(13)	123(27)	0	27	96

《考 察》

1 コース 2 回で実施。両日とも出席した方の参加率は、76.4%と継続して参加されている方が多い。参加者のうち、特定保健指導対象者の動機づけ支援は 23 人、積極的支援は 4 人であった。参加者の年齢層として、40～64 歳は 19.1%、65 歳以上が 80.9%で、65 歳以上の割合が高い。若い世代への参加の呼びかけを工夫し、運動習慣の大切さについて伝えていく必要がある。

今後も、1 日の歩数を増やすために取り組む人の増加や運動を習慣にする人の増加をめざし、日常生活の中に取り入れやすいウォーキングやラジオ体操第一を運動実技に取り入れ、啓発していきたい。また、教室受講後も地域で運動が継続できるよう、参加者へ佐倉市内で実施している運動事業の紹介を継続していく。

●家庭教育学級限定 出前教室

《内 容》

① 対象者

市内小中学校等に在籍する子どもをもつ保護者で 20 歳以上 59 歳以下のかた

② 方法

家庭教育限定の出前健康講座(6 校限定)として、6 月上旬まで申込みを受付、9 月～翌年 2 月の期間で、希望する学校と日程を調整する。

③ 内容

初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ラジオ体操、ウォーキング、エアロビクス等)についての知識と技術について健康運動指導士から指導を受け、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

④ 周知方法

家庭教育学級運営研修会で、出前健康教育と共に説明。

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

依頼団体 [実施日]	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 染井野小学校 [9/7]	1(1)	9 (2)	7	2	0
2. 間野台小学校 [9/27]	1(1)	7 (4)	3	4	0
3. 小竹小学校 [10/18]	1(1)	6 (3)	3	3	0
計	3(3)	22 (9)	13	9	0

《考 察》

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、平成 27 年度から小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で健康運動指導士による、効果的な運動の講義及び実技を講習内容とする出前健康講座を実施している。平成 30 年度は 3 校(小学校 3 校、)に実施した。平成 29 年度と比較すると、実施校は 2 校減少、人数は 39 人減少している。

教室参加時に実施した健康チェックでは、3 校中 2 校、3 人が血圧高値のため再測定を実施。血圧値の低下を確認し運動実技に参加している。普段、血圧測定をする機会の少ない年代(20～39 歳)が多いことから、機会がある時は血圧測定をすることを勧めている。

参加後のアンケートでは、参加者全員が、教室での講義内容を理解することができ、今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度も、今年度同様に小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で、美姿勢や音楽に合わせた運動等を参加者に体験してもらい、運動習慣づくりのきっかけとなるような機会を提供していきたい。

●運動器具トレーニング講習会、サーキットトレーニング講習会、玄米ダンベル体操講習会

《内 容》

① 対象者

市内に居住地を有する 18 歳から 74 歳のかた（高校生を除く）で、医師等から運動を制限されていないかたとする。

② 方法

- ・運動器具トレーニング講習会：西部保健センターで年 8 回、南部保健センターで年 4 回実施。
- ・玄米ダンベル体操講習会：西部保健センターで年 8 回、南部保健センターで年 4 回実施。
- ・サーキットトレーニング講習会：西部保健センターで年 4 回実施。

③ 内容

・運動器具トレーニング講習会

運動習慣づくりを目的に、エルゴメーター（自転車）を使用したトレーニングについて講習会を実施する。

・サーキットトレーニング講習会

平成 19 年度特定保健指導アウトソーシング環境整備事業（佐倉市メタボリックシンドロームモデル事業）により自治体向けに開発された映像を使用した講習会を実施する。

・玄米ダンベル体操講習会講習会

運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操」鈴木正成編（日本放送協会 2002 年）に基づく玄米ダンベル及び映像を使用した講習会実施する。

④ 周知方法

保健センターでチラシの設置、ホームページ・こうほう佐倉掲載、保健事業での PR 等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

運動器具トレーニング講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	6(3)	19 (6)	1	6	12
南部保健センター	4(2)	15(6)	0	6	9
計	10(5)	34 (12)	1	12	21

◆西部保健センターは、全 8 回だが、参加者 0 人にて 2 回未実施

サーキットトレーニング講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	4(3)	19 (9)	2	9	8
計	4(3)	19 (9)	2	9	8

玄米ダンベル体操講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	8(4)	29(7)	1	7	21
南部保健センター	4(2)	15(6)	0	6	9
計	12(6)	44(13)	1	13	30

●玄米ダンベル体操および運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

《内 容》

① 対象者

運動器具トレーニング、玄米ダンベル自由開放参加者

② 方法

西部保健センター、および、南部保健センターで年1回実施

③ 内容

ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ（軽い筋力トレーニング）、体力テストを実施する。

④ 周知方法

保健センターでチラシの設置

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	1(0)	3(0)	0	0	3
南部保健センター	1(0)	12(0)	1	0	11
計	2(0)	15(0)	1	0	14

《考 察》

サーキットトレーニングおよび運動器具トレーニングの新規講習会参加者について、運動強度が高いことなどから安全面を考慮し、平成29年4月から新規講習会参加者の年齢を年度末年齢で74歳までとした。

参加者の年齢を見ると、65歳以上の者が多いが、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切である。今後も引き続き、若い世代が事業の利用につながるよう周知方法などを検討していきたい。

【病態別健康教育】

●糖尿病予防学習会

《内 容》

① 対象者

特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていないかた

- ・空腹時血糖 100～149mg/dl または、HbA1c[NGSP 値]5.6～6.9%
- ・40～65 歳未満

② 方法・内容

1 コース 2 課の構成で実施。

1 課の開始までに初回面接を全員に実施。

- ・初回面接 [2/4、2/8、2/12、2/13、2/18、2/19、2/20]
一人 30～60 分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。
- ・生活改善のための動機づけについて健康教育を実施。

1 課 [3/ 1]：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク

2 課 [3/14]：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク、修了式
健康管理センターにて実施

③ 周知方法

特定健診の集団健診会場、個別医療機関でのチラシの設置、

平成 30 年度に市の特定健診受診者で HbA1c[NGSP 値]5.8～6.4%の者への個別通知と電話勧奨

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1 課	1(1)	9(9)	9 (9)	0	9	0
2 課	1(1)	0(0)	8 (8)	0	8	0
計	2(2)	9(9)	17 (17)	0	17	0

《考察》

参加者は 25 人定員に対し 10 人の申込みがあり、9 人が参加に至った。平成 29 年度の参加者は 9 人であり、増減なし。個別通知数は平成 30 年度 271 人で、平成 29 年度 385 人より 114 人減少しているが、申込者数は増加した。

学習会終了時のアンケートでは、講義内容はどれも好評であり、参加者全員が満足していた。基本的な講義だけでなく、調理実習や運動の実技、グループワークなど充実した内容となっており、それぞれが自身の問題点を見出し、改善に向けた目標を立てることができていた。

佐倉市において、糖尿病の予防は重要な課題となっており早期の対策が必要と考えられている。例年、実際に参加した者の声では好評を得ているものの、参加に至らない多くの対象者がおり、それら対象者を参加につなげることが検討事項である。

●成人の健康づくり講演会（脂質異常症予防講演会）

《内容》

① 対象者

市内在住で 60 歳未満の女性

② 方法

日時 平成 31 年 3 月 10 日(日)13:00～16:00

会場 健康管理センター

③ 内容

テーマ：カラダとココロのセルフケア

講師：東邦大学医療センター佐倉病院 齋木厚人 准教授

内容：脂質異常症予防に関する講演（「平成 30 年度女性の健康づくり講演会」として、第 1 部を成人の健康づくり講演会、第 2 部を衛生教育（精神保健福祉）の講演会を合同開催）

④ 周知方法

個別通知（前年度の特定健診結果から対象者選別）、広報、チラシ、ホームページでの PR

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター	1(1)	45(24)	3	24	18

《考察》

周知方法について、広報やホームページの他、個別通知（40 歳～59 歳女性で LDL コレステロールが B 判定（要保健指導域）の者 174 名）を実施。申込者数が増えないため、再通知したところ数名が追加で申込あり。個別通知をきっかけに、家族で参加する者もみられた。託児室を設置するなど、子連れでも参加しやすいよう配慮したが利用者は 1 組だった。参加者アンケートでは、脂質異常症の病態や生活改善にむけた理解度や活用度について満足度が高い結果となっている。衛生教育（精神保健福祉）との合同開催だったが、参加理由では「脂質が高く改善したいから」が 48.9%、「生活習慣病予防に関心があったから」が 46.7%と、参加者の 4 割以上が生活習慣病に関する健康づくりに関心があることが伺えた。

今後も、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する正しい知識の効果的な普及啓発について検討していきたい。

●糖尿病予防講演会

《内容》

詳細は「7.（3）糖尿病性腎症重症化予防事業（2）講演会」に掲載

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター	1(1)	27(27)	0	27	0
計	1(1)	27(27)	0	27	0

【衛生教育】

●こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

こころの健康づくり講演会

《内容》

詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載

《実 績》

こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
市民・市内在勤者向け	1	31	1	17	13	0
市内小中学校相談員向け	1	17	0	17	0	0
市役所職員向け	1	33	12	21	0	0
計	3	81	13	55	13	0

こころの健康づくり講演会

場所	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
健康管理センター	1	45	3	24	18	0

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

対象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までのかた

- 方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。
②健康教育に健康相談を併設し実施する。
③各イベント等に健康相談を併設し実施する。
④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、特定健診（健康診査）結果の裏面に案内を記載、地区活動時にPR。

《実績》

①健康相談年度別実績

年度	開催回数		延人数			
		定例健康相談 (再掲)				定例健康相談 (再掲)
平成26年度	143	23	620			47
			40歳未満 54	40歳～64歳 230	65歳以上 336	
平成27年度	187	23	873			39
			40歳未満 60	40歳～64歳 404	65歳以上 409	
平成28年度	223	23	1,034			36
			40歳未満 76	40歳～64歳 406	65歳以上 552	
平成29年度	211	22	801			44
			40歳未満 46	40歳～64歳 318	65歳以上 437	
平成30年度	217	22	1057			26 (内禁煙相談 2)
			40歳未満 131	40歳～64歳 368	65歳以上 558	

定例健康相談開催時に随時禁煙相談も実施。

② 平成 30 年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40 歳～64 歳
重点相談	高 血 圧	9
	高脂血症	1
	糖 尿 病	26
	歯周疾患	34
	骨	97
	女性の健康	1
	病 態 別	0
総合健康相談		200

③ 禁煙相談（再掲）合計 205 件

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上	
特定健診会場での実施	19	1	71	131	203
定例健康相談での実施		0	0	2	2

④ 電話相談 合計 2997 件

内訳	件数（割合）
母子の健康に関すること	2403 (80.2%)
生活習慣に関すること	290 (9.7%)
こころの健康	85 (2.8%)
感染症に関すること	90 (3.0%)
歯科に関すること	17 (0.6%)
その他健康・病気に関すること	112 (3.7%)

《考 察》

定例健康相談の開催回数は、平成 29 年度と同様の 22 回であったが、延べ人数は平成 29 年度 44 人から平成 30 年度 26 人と大幅に減少している。一方で定例外健康相談の開催回数は、平成 29 年度 189 回から平成 30 年度 195 回、延べ人数は平成 29 年度 757 人から平成 30 年度 1031 件へと大幅に増加している。定例外健康相談の内訳では、スポーツフェスティバル、歯ッピーかみんぐフェアでの相談件数が約半数（48.2%）を占めており、定例健康相談よりもイベント会場等の定例外健康相談に市民の相談のニーズがあることがわかる。今後も市民の相談ニーズの把握に努め、市民の利用しやすい健康相談の実施方法を検討していく。また、定例健康相談については、引き続き周知・啓発に努めていく。

定例外健康相談の中で医師の依頼により実施したものが 2 件あった。医師との連携により、より個別性のある指導が行え、疾患の重症化予防につなげることができると考えられるため、医師から依頼があった際は速やかに対応していく。

禁煙相談については、平成 29 年度延べ人数 289 件から平成 30 年度 205 件へと減少している。平成 29 年度市民意識調査の結果、成人の喫煙率は 11.5%であり、健康さくら 21（第 2 次）の目標値 11.3%をわずかに上回る状況にあるため、引き続き目標達成に向け、健診会場や出前健康教育、イベント等

での普及啓発を行っていく。また、平成 30 年 7 月には、望まない受動喫煙防止を目的とする改正健康増進法が成立しており、受動喫煙防止についても市民への普及啓発に努めていく。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

- ア 集団健診（6月5日～12月5日、市内19会場延べ57日間）

健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施

- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内44医療機関）

③ 周知方法

- ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者のかた

- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

④ 健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

- イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図検査・眼底検査

前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者

貧血検査

既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

⑤ 受診に係る費用

無料

《実績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
26年度	735	36	4.9
27年度	802	42	5.2
28年度	834	55	6.6
29年度	839	54	6.4
30年度	864	57	6.6

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数 (人)		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	39	1	2.6	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	72	3	4.2	2	66.7	0	0.0	0	0.0
	60～64	55	2	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	77	6	7.8	2	33.3	0	0.0		
	70～74	105	5	4.8	3	60.0	0	0.0		
	75歳以上	122	8	6.6						
	小計	470	25	5.3	8	32.0	0	0.0	0	0.0
女性	40～49	60	15	25.0	2	13.3	2	13.3	0	0.0
	50～59	61	2	3.3	1	50.0	1	50.0	0	0.0
	60～64	22	1	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	44	1	2.3	1	100.0	0	0.0		
	70～74	62	2	3.2	1	50.0	0	0.0		
	75歳以上	145	11	7.6						
	小計	394	32	8.1	5	15.6	3	9.4	0	0.0
男性	集団	470	9	5.3	8	32.0	0	0.0	0	0.0
	個別		16							
女性	集団	394	9	8.1	5	15.6	3	9.4	0	0.0
	個別		23							
合計		864	57	6.6	13	22.8	3	5.3	0	0.0

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。また、平成28年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施した。これにより、受診者数が平成27年度（42人）より、平成28年度以降は受診者

数が 50 人を超えている。

生活保護受給者は、医療機関に定期的に受診されている方が多いが、受診する機会のない方に健康診査を受診していただくことで、生活習慣病予防や、かかりつけ医を持つきっかけ作り等としていただくよう、今後も引き続き対象者への周知をしていく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	32.2%	(初期値) → (目標) 65%
		・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	16.7%
		40 歳台	39.1%	→ 50%
		60 歳台	33.8%	→ 50%

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65
・70 歳の節目のかた。

平成 29 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 60 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実績》

① 受診状況 対象者数 149,350 人 (19 歳以上の市民)

受診数 834 人 (男性 285 人、女性 549 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
26 年度	148,048	860	0.6
27 年度	149,770	935	0.6
28 年度	149,579	968	0.6
29 年度	149,563	903	0.6
30 年度	149,350	834	0.6

③ 年代別、性別受診数 (人)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	計 (%)
男性	28	34	30	15	55	84	39	285 (34.2)
女性	45	104	90	71	109	109	21	549 (65.8)
総数	73	138	120	86	164	193	60	834 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数 (人)

(受診者 834 人の内訳)

(歳) 地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	6	28	17	16	34	25	7	133(16.0)
臼井	11	23	20	13	30	44	9	150(18.0)
志津	36	51	51	42	65	99	39	383(45.9)
根郷	14	27	21	8	17	12	2	101(12.1)
和田	0	0	1	1	2	2	0	6(0.7)
弥富	0	0	0	0	1	0	0	1(0.1)
千代田	6	9	10	6	15	11	3	60(7.2)

⑤ 年代別、現在歯数の状況 (人)

(受診者 834 人の内訳)

(歳) 現在歯数	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	73	138	119	82	150	152	37	751(90.0)
20～23 歯	0	0	1	3	13	27	5	49(5.9)
19 歯以下	0	0	0	1	1	14	18	34(4.1)

⑥ 年代別、歯周病の罹患状況 (人)

(受診者 834 人の内訳)

(歳) 歯周 ポケット	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	35	76	55	39	79	61	19	364(43.6)
うち、出血あり	10	23	17	20	21	14	3	108
4mm～5mm	35	52	53	35	59	80	22	336(40.3)
6mm 以上	3	10	12	12	26	50	16	129(15.5)
対象外※	0	0	0	0	0	2	3	5(0.6)

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況 (人)

(受診者 834 人の内訳)

(歳) 使用状況	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用する	19	52	53	52	88	101	25	390(46.8)
使用しない	54	86	67	34	76	90	32	439(52.6)
未記入	0	0	0	0	0	2	3	5(0.6)

⑧ 年代別、判定区分 (人)

(受診者 834 人の内訳)

(歳) 判定区分	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
異常なし	8	26	17	12	23	22	9	117(14.0)
要指導	11	28	23	20	40	29	6	157(18.8)
要精検	54	84	80	54	101	142	45	560(67.2)

⑨ 補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40 歳	28	1	7	20
50 歳	9	1	3	5
60 歳	12	2	1	9
70 歳	21	1	2	18

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診状況を性別で見ると、女性が 65.8%（834 人中 549 人）、男性が 34.2%（834 人中 285 人）と男性の受診数が少なく、年齢で見ると 19 歳～59 歳の受診数が少ないため、今後も男性と若年層、中年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

② 実施方法

- ・期間 8月1日から9月8日、4会場延べ8日間実施。
- ・費用 500円(税込み)
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法(測定部位は橈骨)にて実施。予約制。結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45、50、55歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
(無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施)

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

- 各検診会場でパネル掲示、地区回覧
- 母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実績》

① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
26年度	26,511	1,184	4.5	289	24.4	231	79.9	110
27年度	12,898	1,188	9.2	161	13.6	127	78.9	57
28年度	12,058	1,217	10.1	179	14.7	162	90.5	92
29年度	12,072	1,234	10.2	210	17.0	174	82.9	96
30年度	12,591	1,153	9.2	139	12.1	124	89.2	67

②性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数 人		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
				人	%	人	%	人	%	人	%		
20	788	23	2.9	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
25	781	20	2.6	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	797	52	6.5	49	94.2	3	5.8	0	0.0	0	0.0	0	0
35	962	100	10.4	99	99.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0
40	1,096	128	11.7	127	99.2	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,360	152	11.2	150	98.7	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,229	167	13.6	161	96.4	6	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0
55	1,074	199	18.5	146	73.4	38	19.1	15	7.5	13	86.7	2	3
60	1,138	71	6.2	26	36.6	27	38.0	18	25.4	18	100.0	0	11
65	1,466	109	7.4	25	22.9	40	36.7	44	40.4	39	88.6	5	18
70	1,900	132	6.9	21	15.9	49	37.1	62	47.0	54	87.1	8	35
	12,591	1,153	9.2	847	73.5	167	14.5	139	12.1	124	89.2	15	67

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

③栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39歳	9	要指導	166	166
40～64歳	97	要精密検査 (希望者)	2	139
65歳以上	93	異常を認めず (希望者)	31	848
合 計	199	合 計	199	1,153

- ・平成 27 年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成 28 年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・平成 29 年度までは、栄養士 2 名が受付業務とアドバイス業務に分かれて対応していたが、平成 30 年度からは、栄養士 1 名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法に変更した。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。検診が 5 年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も 5 年ごとに見直していく。

④その他

- ・要精密検査となったかたを受診につなげるため、平成 28 年度より、要精密検査と判定されたかたに身長測定を実施している。平成 30 年度は、自己申告のピーク時の身長と比較した結果、3 cm 以上低くなっているかた（背骨の圧迫骨折リスクが高い）が 11%（139 人中 15 人）いた。また、今年度から要精密検査となり、5 年前に骨粗しょう症検診を受診したかたに、5 年前の結果を健康手帳に記載して比較することで、精密検査の重要性を伝えている。
- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20 歳・25 歳の月経不順は 26.0%（43 人中 11

人)で、30歳・35歳の15.8% (152人中24人)に比べて多い。未治療の割合は、20歳が5人中4人(80%)と高率。25歳は66.7% (6人中4人)。結果は、全員「異常なし」。30歳・35歳では、月経不順のうち、未治療の割合が75.0% (24人中18人)と高率。結果は、全員「異常なし」。

- ・精密検査未受診者のうち、過去に一度も精密検査を受けていないかたに、個別通知による受診勧奨及び状況把握を実施した。受診に繋がったのは44.0% (25人中11人)、回答なしが36.0% (25人中9人)、受診の意志なしは20.0% (25人中5人)という結果であった。受診しない理由は、5人全員が「自覚症状がない」「食事に気をつけている」「運動をしている」「骨折したことがない」と回答。次いで「薬を飲みたくない」が4人等となっている。
- ・切れ目のない支援を目的に、平成26年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施している。(年2回)

《考 察》

20、25、30、35歳の若い世代および40、45、50、55歳の閉経前後の対象者へ受診勧奨を実施したことで、受診者の増加につながり、早期の意識付けにつながったと考えられる。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が6~8割と高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20~35歳の受診者全員に配布している。今後は、幼児健診等の母子保健事業でもちらしを配布し、さらなる周知を図っていく。

要精密検査者の医療機関未受診者への受診勧奨では、勧奨後に受診した人がいる一方で、56.0% (25人中14人)が「受診しない」「回答なし」であった。今後も精密検査の必要性を感じられるよう、さらなる強化が必要である。

65歳以上の受診者に対しては、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
 - ・市内在住の41歳以上のかた（集団のみ）
- 上記の方で、過去にB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
過去に肝炎の治療を受けたことがないかた

②実施方法

ア 集団検診（6月5日～12月5日、市内4会場延べ36日間）

健診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津コミュニティセンター会場のみ）

- ・費用 500円（税込み）
40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内36医療機関で実施。
- ・費用 無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・平成29年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

勸奨はがき

- ・40歳のかたのうち、平成30年8月31日時点で市の肝炎ウイルス検診を受けていないかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

	受診者 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が 高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
26年度	586	4	0.7	1	0.2
27年度	3,031	19	0.6	4	0.1
28年度	1,569	10	0.6	2	0.1
29年度	1,129	4	0.4	2	0.2
30年度	1,240	2	0.2	0	0.0

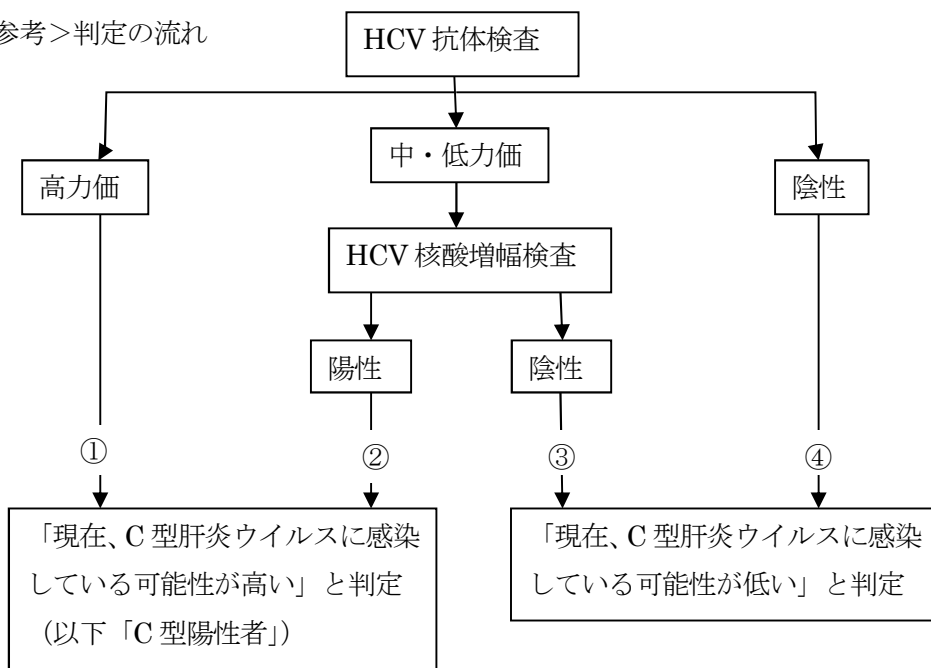
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	298	1	298	0	0	0	298
41～44	57	0	57	0	0	0	57
45～49	107	0	107	0	0	0	107
50～54	91	0	91	0	0	0	91
55～59	66	0	66	0	0	0	66
60～64	98	1	98	0	0	0	98
65～69	238	0	238	0	0	0	238
70～74	186	0	186	0	0	0	186
75～79	75	0	75	0	0	0	75
80歳以上	24	0	24	0	0	0	24
集団	1,115	2	1,115	0	0	0	1,115
個別	125	0	125	0	0	0	125
合計	1,240	2	1,240	0	0	0	1,240

無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していな い可能性が極め て低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	298	1	298	0	0	0	298
45	65	0	65	0	0	0	65
50	59	0	59	0	0	0	59
55	35	0	35	0	0	0	35
60	40	0	40	0	0	0	40
65	91	0	91	0	0	0	91
集団	463	1	463	0	0	0	463
個別	125	0	125	0	0	0	125
合計	588	1	588	0	0	0	588

<参考>判定の流れ



《考 察》

肝炎ウイルス検診は、国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額については、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。平成 28 年度からは、65 歳のかたも検診費用が無料となった。

平成 27 年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため、集団検診での予約制を廃止し、複合検診実施会場のうち、肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施。この結果、平成 26 年度に比べて、受診者が約 5 倍に増加し、陽性者も同様に増加した。平成 28 年度以降の受診者数は平成 27 年度の約半数となったが、一生に一度の検診のため、平成 27 年度に受けたかたが多かったと考えられる。

次年度は、肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、複合検診の全会場で肝炎ウイルス検診を実施する。

ウイルス性肝炎は、国内最大の感染症であることから、40 歳以上の全ての市民が肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

《内容》

①対象者

- ・平成30年6月1日以降に、検診によるC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」（以下「C型肝炎陽性者」）と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送
- ・平成31年2月 再勧奨（平成30年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できないかたに上記資料を郵送）
- ・平成31年3月 再勧奨（平成27・29年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できないかたに上記資料を郵送）※平成28年度は、全員精密検査受診のため、該当者なし。

《実績》

<平成30年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B型陽性者	2人/2人(100%)	1人/2人(50%)

<平成27年度・29年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B型陽性者	0人/6人(0%)	0人/0人(0%)

※平成27年度陽性者1名から、薬を飲みたいくないので受診意志がないと電話連絡あり。
市の検診を毎年受けて、肝機能が下がったら受診するとのこと。

《考察》

肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業は、平成26年3月31日の厚労省「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示、これに基づき平成27年10月1日より、県が「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」を施行した。これにより、肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなったことから、市は肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成28年4月1日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成27年度の陽性者から同事業の案内を郵送した。

未受診者に対しフォローアップ事業の案内をすることで、平成30年度陽性者は受診勧奨に結びついたが、過去の陽性者は、精密検査受診状況が把握できなかった。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアッ

プ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱		
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	・口腔がんを認知している人の割合	19歳以上	(初期値) → (目標) 新設の → 80.0% 指標

《目的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内容》

- ① 対象者 40歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかた、及び、同年度に歯ッピーかみんぐフェアで口腔がん検診を受診するかたを除く
- ② 周知方法
 - 「こうほう佐倉」： 8月1日広報、9月15日広報に歯ッピーかみんぐフェアとあわせて掲載した。
 - ホームページ： 市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。
 - ポスター掲示： 市内協力歯科医療機関、公共施設等に掲示した。
 - PR活動： 各種教室、特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。
 - 個別勧奨： 年度末年齢40歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。
- ③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内39歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。
- ④実施期間 9月1日～2月10日

《実績》 ※平成28年度から実施

- ① 受診状況 定員300名（受診申込者 258人）
 - 1次検診（問診・視診・触診）受診数206人（男性103人、女性103人）、
 - 2次検診（細胞診）実施数15人

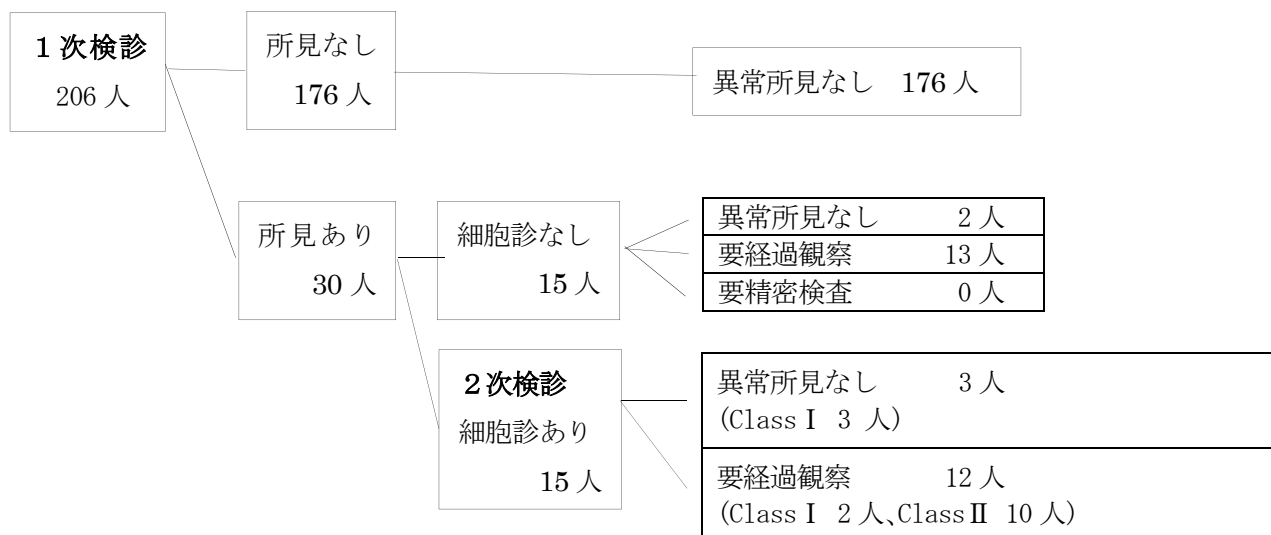
② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
平成28年度	263	320	82.2%
平成29年度	297	334	88.9%
平成30年度	206	258	79.8%

③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	計
佐倉	5	2	6	12	0	25
臼井	3	6	13	34	2	58
志津	15	5	20	26	6	72
根郷	12	3	5	8	3	31
和田	0	1	0	0	0	1
弥富	0	0	0	3	0	3
千代田	3	2	1	8	2	16
総数	38	19	45	91	13	206

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

Class I …異常細胞なし

Class II …異形はあるが、異常細胞なし

Class III …疑わしい細胞あり

Class IV、V …異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施結状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（1次検診・2次検診）		
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人
男性	40～49	29	28	1	0
	50～59	8	6	2	0
	60～69	22	19	3	0
	70～79	37	29	8	0
	80～89	7	5	2	0
	小計	103	87	16	0
女性	40～49	9	8	1	0
	50～59	11	11	0	0
	60～69	23	21	2	0
	70～79	54	49	5	0
	80～89	6	5	1	0
	小計	103	94	9	0
総計		206	181	25	0

⑥ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	OPMDs 疑い者数※3	発見率
平成28年度	263	29	1	12	4.6%
平成29年度	297	25	2	15	5.1%
平成30年度	206	25	0	15	7.3%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬などが含まれる。

⑦ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師研修会

- * 日 時 平成 30 年 5 月 17 日(木) 13 時～16 時 40 分
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 講義：『口腔がんの基礎知識、見逃さない口腔がん』
実習：『視触診、擦過細胞診』
- * 講 師 東京歯科大学 口腔顎顔面外科学講座 助教 森川貴迪先生
- * 参加人数 27 人

イ. 口腔がん検診症例検討会

ロ.

日 程	平成 30 年 9 月 19 日(水)	平成 30 年 11 月 16 日(金)	平成 31 年 2 月 20 日(水)
時 間	19 時 55 分～21 時 30 分		
場 所	佐倉市健康管理センター		
演 題	病理医から見た歯科クリニックで見逃してはいけない口腔粘膜疾患	頭頸部がん放射線治療化学療法後の口内炎のケアのポイント 周術期等専門的口腔衛生処置 特にエピシル口腔用液の使用について	皮膚科専門医から見た口腔粘膜疾患
講 師	東京歯科大学市川総合病院 客員教授 田中陽一 氏	東京歯科大学口腔顎顔面外科学講座 助教 森川貴迪 氏	東京歯科大学市川総合病院 教授 高橋慎一氏
参加人数	38 人	34 人	31 人

《考 察》

40 歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、40 歳台の男性の受診者が、女性と比べて 20 名多かった。口腔がんは性別比で見ると男性の罹患率が高く、口腔がんの罹患数が増加し始める。40 歳台頃から口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、特に 40 歳台、50 歳台への啓発を引き続き検討したい。

検診の結果、口腔がんと診断された者はいなかったが、口腔がん検診受診者のうち 15 名 (7.3%) に前がん状態 (疑いを含む) が発見された。

平成 30 年度市民意識調査の結果、口腔がんを知っていると答えた者は 79.2% となった。目標値達成のため、引き続き口腔がんの正しい知識の啓発に努めたい。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <p>・がん検診の受診者の割合</p> <p>胃がん検診 27.3% → 50%</p> <p>子宮がん検診 18.3% → 50%</p> <p>乳がん検診 16.8% → 50%</p> <p>肺がん検診 33.9% → 50%</p> <p>大腸がん検診 29.2% → 50%</p>

(1) 胃がん検診

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6 月 5 日～12 月 5 日、市内 19 会場延べ 57 日間実施
- ・費用 900 円 (税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 29 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円 (税込み)
- ・胃部直接撮影を実施 (医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 29 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	52,479	13,866	26.4
27年度	52,479	14,198	27.1
28年度	111,335	13,479	12.1
29年度	112,207	13,483	12.0
30年度	113,052	13,369	11.8

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成28年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,052	6,181	5.5	58	0.9	51	5
個別		7,188	6.4	542	7.5	524	16
計		113,052	13,369	11.8	600	4.5	575

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診 ※1人	未把握 ※2人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	6,357	192	3.0	189	98.4	3	1.6	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,944	177	2.5	176	99.4	1	0.6	1	100.0	0	0	0
	50～54	5,698	161	2.8	155	96.3	6	3.7	5	83.3	0	1	1
	55～59	5,166	132	2.6	130	98.5	2	1.5	1	50.0	1	0	0
	60～64	5,507	276	5.0	268	97.1	8	2.9	7	87.5	0	1	0
	65～69	7,393	920	12.4	879	95.5	41	4.5	39	95.1	0	2	1
	70～74	6,767	1,513	22.4	1,446	95.6	67	4.4	59	88.1	8	0	2
	75～79	5,366	1,489	27.7	1,390	93.4	99	6.6	96	97.0	1	2	6
	80歳以上	5,201	931	17.9	862	92.6	69	7.4	67	97.1	2	0	5
小計	54,399	5,791	10.6	5,495	94.9	296	5.1	278	93.9	12	6	15	
女性	40～44	6,149	407	6.6	400	98.3	7	1.7	7	100.0	0	0	0
	45～49	6,660	407	6.1	401	98.5	6	1.5	6	100.0	0	0	0
	50～54	5,509	348	6.3	340	97.7	8	2.3	8	100.0	0	0	0
	55～59	5,321	385	7.2	374	97.1	11	2.9	10	90.9	0	1	0
	60～64	6,091	668	11.0	647	96.9	21	3.1	20	95.2	1	0	0
	65～69	8,125	1,382	17.0	1,345	97.3	37	2.7	37	100.0	0	0	0
	70～74	7,332	1,769	24.1	1,680	95.0	89	5.0	87	97.8	2	0	1
	75～79	5,694	1,426	25.0	1,355	95.0	71	5.0	70	98.6	1	0	3
	80歳以上	7,772	786	10.1	732	93.1	54	6.9	52	96.3	0	2	2
小計	58,653	7,578	12.9	7,274	96.0	304	4.0	297	97.7	4	3	6	
男性	集団	54,399	2,873	10.6	2,837	98.7	36	1.3	29	80.6	2	5	4
	個別		2,918		2,658	91.1	260	8.9	249	95.8	10	1	11
女性	集団	58,653	3,308	12.9	3,286	99.3	22	0.7	22	100.0	0	0	1
	個別		4,270		3,988	93.4	282	6.6	275	97.5	4	3	5
合計	113,052	13,369	11.8	12,769	95.5	600	4.5	575	95.8	16	9	21	

※1）未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2）未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。その結果、平成 29 年度との比較では、受診者数の減少と併せて受診率の減少が目立った。

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成 30 年度の受診率は、11.8%であった。

目標値と現在の受診率との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診 PR と併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知を行い、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

受診数は男性 5,791 人、女性 7,578 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 15 人、女性 6 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。一方で、要精密検査においては未受診者が多い。勧奨の実施により、未受診者を減らせるよう努めていく必要がある。

(2) 子宮頸がん検診

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の20歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月28日～2月28日、4会場延べ7日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成29年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成28年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ・地域新聞に掲載

ウ 地区回覧で周知啓発を実施

エ 母子保健事業実施時に案内チラシを配布

オ ハガキによる勧奨を実施

- ・23・25・27・29歳の平成30年度未受診のかた
- ・平成28年度に子宮頸がん検診を受診したかた

カ 成人式にてPRチラシを配布

《実績》

① 過去5年間の実施状況（無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	20,694	4,122	18.0
27年度	20,694	4,359	21.1
28年度	75,670	3,662	4.8
29年度	75,666	3,895	5.1
30年度	75,600	3,990	5.3

※対象者数

平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成30年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）÷2（隔年での受診のため）
（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者
集団	75,600	1,571	2.1	6	0.4	6	5	0
個別		2,419	3.2	32	1.3	25	11	1
計	75,600	3,990	5.3	38	1.0	31	16	1

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診者 人	未受診 ^{※1} 人	未把握 ^{※2} 人	異形成 人	がん 人
				人	%	人	%					
20～24	3,884	62	1.6	62	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
25～29	3,813	109	2.9	106	97.2	3	2.8	3	0	0	1	0
30～34	4,247	239	5.6	235	98.3	4	1.7	4	0	0	2	1
35～39	5,003	395	7.9	390	98.7	5	1.3	5	0	0	3	0
40～44	6,149	485	7.9	472	97.3	13	2.7	11	0	2	7	0
45～49	6,660	407	6.1	402	98.8	5	1.2	3	0	2	1	0
50～54	5,509	314	5.7	311	99.0	3	1.0	1	0	2	0	0
55～59	5,321	250	4.7	250	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
60～64	6,091	384	6.3	383	99.7	1	0.3	1	0	0	0	0
65～69	8,125	535	6.6	531	99.3	4	0.7	3	0	1	2	0
70～74	7,332	485	6.6	485	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
75～79	5,694	237	4.2	237	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
80歳以上	7,772	88	1.1	88	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	75,600	3,990	5.3	3,952	99.0	38	1.0	31	0	7	16	1
集団	75,600	1,571	5.3	1,565	99.6	6	0.4	6	0	0	5	0
個別		2,419		2,387	98.7	32	1.3	25	0	7	11	1
合計	75,600	3,990	5.3	3,952	99.0	38	1.0	31	0	7	16	1

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 3 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

また、「健康さくら 2 1（第二次）」のがん検診受診率の目標は 50%としているが、平成 30 年度の受診率は、5.3%であった。受診者数については前年度と比較し 95 人（0.2%）増加している。集団検診での増加がみられる。一方、精密検査結果では、20 歳から 39 歳までの若い世代で 6 人の異形成・1 人のがんが見つかった。

この結果を踏まえ、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

検診の実施にあたっては、より受診しやすい環境の整備として、今後は、乳がん検診と子宮頸がん検診が同じ日に受診できるように検討していく。また、引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう努めていく。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度に始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 30 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20歳	平成9（1997）年4月2日～平成10（1998）年4月1日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月28日～2月28日、4会場延べ7日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内7医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していない者に対し、アンケートを送付（11月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ・地域新聞に掲載

《実績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24年度	5,154	885	17.2
	25年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28年度	1,448	82	5.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	29年度	817	36	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	30年度	780	25	3.2

② 検診実施結果（平成 30 年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	780	6	0.8	0	0.0	0	0	0
個別		19	2.4	0	0.0	0	0	0
計	780	25	3.2	0	0.0	0	0	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況					
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人	
				人	%	人	%						
20歳	780	25	3.2	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	
小計	780	25	3.2	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	
集団	780	6	3.2	6	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
個別		19		19		100.0		0		0.0		0	
合計	780	25	3.2	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	

④ アンケート結果

20歳アンケート送付数 778人

回収数 65人（回収率 8.4%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	41	63.1
市以外に受診の機会あり	2	3.1
未回答	22	33.8

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、年度内に未受診であった者の検診を受けない理由
（複数回答可）

1. 当てはまる、2. どちらかといえば当てはまる という回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	19人／45人中	42.2
休日等の検診がない	20人／44人中	45.5
今は健康	22人／44人中	50.0
検診の場所がわからない	15人／29人中	51.7
検診が面倒	26人／44人中	59.0

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは6人であった。

《考 察》

今回「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の中で、対象者は 20 歳として行った。この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつ年度内に検診を受けていないかたの回答では、「そのうち受けようと思っていた (42.2%)」と思う一方で、「今は健康だから (50.0%)」・「検診が面倒 (59.0%)」という回答が半数以上を占めていた。この結果から若年層は、そのうち受けようとする意図がある一方で、「今は健康だから」「検診が面倒」と回答する検診に無関心という二面性が見られる。若年層が検診の必要性を理解し、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

<マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施>

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、平成 29 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 21 日～2 月 20 日、4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 28 日
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

<超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施>

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、平成 29 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 11 月 29 日～2 月 21 日、4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 12 医療機関で実施
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月 1 日から 2 月 28 日）
- ・費用 2,000 円（税込み）

- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成28年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ ハガキによる勧奨を実施

- ・平成28年度に超音波検査を受診した30歳代の者
- ・平成28年度にマンモグラフィ検査を受診した40歳代・50歳代・60歳代の者
- ・平成29年度に乳がん検診(個別)超音波検査を受診した30歳代・40歳代・50歳代・60歳代の者
- ・40歳無料クーポン対象者

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者(人)	マンモグラフィ 受診者(再掲:人)	超音波受診者 (再掲:人)	受診率(%)
26年度	38,267	6,962	3,632	3,330	18.2
27年度	38,267	7,516	3,576	3,940	19.6
28年度	67,648	7,781	4,022	3,759	11.5
29年度	67,792	7,746	3,542	4,204	11.4
30年度	67,903	7,781	3,768	4,013	11.5

※対象者数 平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口(当該検診対象年齢人口)とする(平成30年5月末人口)

平成27年度まで:市区町村人口ー(就業者数ー農林水産業従事者数)

(各係数には平成22年国勢調査の報告人数を用いる。)

② 検診実施結果（平成 30 年度）

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	58,653 (※1)	2,914	6.4	151	5.2	139	2
	個別		854		73	8.5	70	4
	合計	58,653 (※1)	3,768	6.4	224	5.9	209	6
超音波	集団	67,903(※2)	511	5.9	13	2.5	12	0
	個別		3,502		82	2.3	74	8
	合計	67,903(※2)	4,013	5.9	95	2.4	86	8
合計		67,903(※3)	7,781	11.5	319	4.1	295	14

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：平成30年度）

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
					人	%	人	%				
女性	30～34	4,247	378	8.9	368	97.4	10	2.6	9	0	1	0
	35～39	5,003	563	11.3	543	96.4	20	3.6	19	0	1	0
	40～44	6,149	848	13.8	791	93.3	57	6.7	52	0	5	1
	45～49	6,660	799	12.0	743	93.0	56	7.0	53	0	3	4
	50～54	5,509	554	10.1	527	95.1	27	4.9	24	0	3	0
	55～59	5,321	581	10.9	556	95.7	25	4.3	22	0	3	1
	60～64	6,091	791	13.0	764	96.6	27	3.4	26	0	1	1
	65～69	8,125	1,205	14.8	1,162	96.4	43	3.6	39	0	4	3
	70～74	7,332	1,057	14.4	1026	97.1	31	2.9	31	0	0	3
	75～79	5,694	723	12.7	704	97.4	19	2.6	7	0	2	1
	80歳以上	7,772	282	3.6	278	98.6	4	1.4	3	0	1	0
小計	67,903	7,781	11.5	7,462	95.9	319	4.1	285	0	24	14	
マンモグラフィ	集団	58,653(※1)	2,914	6.4	2,763	94.8	151	5.2	139	0	12	2
	個別		854		781	91.5	73	8.5	70	0	3	4
超音波	集団	67,903(※2)	511	5.9	498	97.5	13	2.5	12	0	6	0
	個別		3,502		3,420	97.7	82	2.3	76	0	3	8
合計		67,903(※3)	7,781	11.5	7,462	95.9	319	4.1	297	0	24	14

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

③ 検診種類別検診実施結果及び精密検査受診状況

<マンモグラフィ検査：平成30年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	6,149	582	9.5	533	91.6	49	8.4	44	0	5	1
45～49	6,660	554	8.3	509	91.9	45	8.1	43	0	2	3
50～54	5,509	341	6.2	321	94.1	20	5.9	18	0	2	0
55～59	5,321	350	6.6	329	94.0	21	6.0	18	0	3	0
60～64	6,091	477	7.8	459	96.2	18	3.8	18	0	0	0
65～69	8,125	727	8.9	691	95.0	36	5.0	33	0	3	0
70～74	7,332	427	5.8	406	95.1	21	4.9	21	0	0	2
75～79	5,694	261	4.6	249	95.4	12	4.6	12	0	0	0
80歳以上	7,772	49	0.6	47	95.9	2	4.1	2	0	0	0
小計	58,653	3,768	6.4	3,544	94.1	224	5.9	209	0	15	6
集団	58,653	2,914	6.4	2,763	94.8	151	5.2	139	0	12	2
個別		854		781	91.5	73	8.5	70	0	3	4
合計	58,653	3,768	6.4	3,544	94.1	224	5.9	209	0	15	6

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：平成30年度>

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
30～34	4,247	378	8.9	368	97.4	10	2.6	9	0	1	0
35～39	5,003	563	11.3	543	96.4	20	3.6	19	0	1	0
40～44	6,149	266	4.3	258	97.0	8	3.0	8	0	0	0
45～49	6,660	245	3.7	234	95.5	11	4.5	10	0	1	1
50～54	5,509	213	3.9	206	96.7	7	3.3	6	0	1	0
55～59	5,321	231	4.3	227	98.3	4	1.7	4	0	0	1
60～64	6,091	314	5.2	305	97.1	9	2.9	8	0	1	1
65～69	8,125	478	5.9	471	98.5	7	1.5	6	0	1	3
70～74	7,332	630	8.6	620	98.4	10	1.6	10	0	0	1
75～79	5,694	462	8.1	455	98.5	7	1.5	5	0	2	1
80歳以上	7,772	233	3.0	231	99.1	2	0.9	1	0	1	0
小計	67,903	4,013	5.9	3,918	97.6	95	2.4	86	0	9	8
集団	67,903	511	5.9	498	97.5	13	2.5	12	0	1	0
個別		3,502		3,420	97.7	82	2.3	74	0	8	8
合計	67,903	4,013	5.9	3,918	97.6	95	2.4	86	0	9	8

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 2 1」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成 30 年度の受診率は、11.5%であった。受診者数では前年度と比較し、35 人（0.1%）増加している。

個別検診では、聖隷佐倉市民病院健診センターのみでマンモグラフィ検査・超音波検査が 6 月 1 日～2 月 28 日までと延ばして実施した。今回は、60 歳以上の受診数の増加がみられた。今後も若い世代の受診率の増加や受診しやすい環境づくりを目指し、集団検診・個別検診ともに受診枠の整備を図る必要がある。今後は、集団検診では、乳がん検診と子宮頸がん検診を同じ日に受診できるように検討していきたい。

また、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるために啓発活動を推進し、未受診者の未受診理由を参考にした勧奨を行っていく必要がある。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 30 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 52 (1977) 年 4 月 2 日～昭和 53 (1978) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 21 日～2 月 20 日、4 会場延べ 40 歳代 9 日間
- ・費用 無料
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施

40 歳代 2 方向

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内1医療機関（聖隷佐倉市民病院健診センター）で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代（2方向）

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

勧奨アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していないかたに対し、アンケートを送付（11月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》がん検診推進事業

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24年度	6,040	1,025	17.0
	25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28年度	2,030	392	19.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	29年度	1,127	257	22.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	30年度	979	157	16.0

② 検診実施結果（平成 30 年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	979	85	8.7	6	7.1	4	0
個別		72	7.4	4	5.6	4	0
計	979	157	16.0	10	6.4	8	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40歳	979	157	16.0	147	93.6	10	6.4	8	0	2	0
小計	979	157	16.0	147	93.6	10	6.4	8	0	2	0
集団	979	85	16.0	79	92.9	6	7.1	4	0	2	0
個別		72		68	94.4	4	5.6	4	0	0	0
合計	979	157	16.0	147	93.6	10	6.4	8	0	2	0

④ アンケート結果

40歳アンケート送付数 891人 回収数 138人（回収率 15.5%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	39	28.3
市以外に受診の機会あり	81	58.7
未回答	18	13.0

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、アンケート後も未受診であった者の検診を受けない理由
（複数回答可）

1.当てはまる、2.どちらかといえば当てはまるという回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数/項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	19人/44人中	43.2
家系でがんの人がいない	6人/42人中	14.3
休日等の検診がない	18人/41人中	42.9
検診を受けるのが恥ずかしい	8人/41人中	19.5
今は健康	8人/43人中	18.6

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは1人であった。

《考 察》

今回、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」は、40歳を対象として行った。

この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつアンケート後も未受診であった者の回答では、「そのうち受けようと思っていた（43.2%）」、「休日等の検診がない（42.9%）」との回答が多かった。休日等の検診では、土曜日に集団検診・個別検診があるため周知していきたい。今後は、受診勧奨の実施や、受診しやすい環境づくりを検討していきたい。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく必要がある。

(4) 肺がん検診

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月5日、市内19会場、57日間実施
- ・費用 300円(税込み)
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内43医療機関
- ・費用 1,300円(税込み)
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成29年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	52,479	18,365	35.0
27年度	52,479	19,039	36.3
28年度	111,335	18,666	16.8
29年度	112,207	18,623	16.6
30年度	113,052	19,139	16.9

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成29年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,052	9,317	8.2	75	0.8	72	3
個別		9,822	8.7	317	3.2	265	1
計	113,052	19,139	16.9	392	2.0	337	4

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	6,357	215	3.4	212	98.6	3	1.4	2	66.7	1	0	0
	45～49	6,944	190	2.7	188	98.9	2	1.1	2	100.0	0	0	1
	50～54	5,698	189	3.3	188	99.5	1	0.5	1	100.0	0	0	0
	55～59	5,166	166	3.2	165	99.4	1	0.6	1	100.0	0	0	0
	60～64	5,507	347	6.3	342	98.6	5	1.4	4	80.0	1	0	0
	65～69	7,393	1,210	16.4	1,187	98.1	23	1.9	21	91.3	2	0	0
	70～74	6,767	2,070	30.6	2,024	97.8	46	2.2	40	87.0	6	0	2
	75～79	5,366	1,986	37.0	1,934	97.4	52	2.6	47	90.4	5	0	0
	80歳以上	5,201	1,430	27.5	1,386	96.9	44	3.1	34	77.3	10	0	0
小計	54,399	7,803	14.3	7,626	97.7	177	2.3	152	85.9	25	0	3	
女性	40～44	6,149	483	7.9	480	99.4	3	0.6	2	66.7	1	0	0
	45～49	6,660	463	7.0	462	99.8	1	0.2	1	100.0	0	0	0
	50～54	5,509	409	7.4	409	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	55～59	5,321	424	8.0	416	98.1	8	1.9	6	75.0	1	1	0
	60～64	6,091	926	15.2	920	99.4	6	0.6	6	100.0	0	0	0
	65～69	8,125	2,065	25.4	2,040	98.8	25	1.2	21	84.0	4	0	0
	70～74	7,332	2,760	37.6	2,699	97.8	61	2.2	56	91.8	4	1	0
	75～79	5,694	2,299	40.4	2,241	97.5	58	2.5	50	86.2	6	2	1
	80歳以上	7,772	1,507	19.4	1,454	96.5	53	3.5	43	81.1	9	1	0
小計	58,653	11,336	19.3	11,121	98.1	215	1.9	185	86.0	25	5	1	
男性	集団	54,399	4,039	14.3	3,993	98.9	46	1.1	45	97.8	1	0	2
	個別		3,764		3,633	96.5	131	3.5	107	81.7	24	0	1
女性	集団	58,653	5,278	19.3	5,249	99.5	29	0.5	27	93.1	0	2	1
	個別		6,058		5,872	96.9	186	3.1	158	84.9	25	3	0
合計	113,052	19,139	16.9	18,747	98.0	392	2.0	337	86.0	50	5	4	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。平成 29 年度との比較では、受診者数の増加がみられた。

「健康さくら 21 (第 2 次)」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成 30 年度の受診率は、16.9%であった。

年齢別にみると男女とも 40～64 歳までの受診率が低い。目標値と現在の受診者の差が大きく、達成のためには、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今後も引き続き未受診者に対して、勧奨を行い、受診につなげていくよう努めていく必要がある。

(5) 大腸がん検診

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月5日、市内19会場延べ57日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内47医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成29年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・以下の方へ未受診者勧奨を実施

年度末年齢61歳・66歳の国民健康保険に切り替わる年齢に勧奨した。

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、地区回覧に掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	52,479	16,846	32.1
27年度	52,479	18,255	34.8
28年度	111,335	17,335	15.6
29年度	112,207	17,095	15.2
30年度	113,052	17,409	15.4

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口(当該検診対象年齢人口)とする(平成29年5月末人口)

平成27年度まで：市区町村人口－(就業者数－農林水産業従事者数)

(各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。)

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,052	8,787	7.8	459	5.2	398	14
個別		8,622	7.6	640	7.4	491	13
計	113,052	17,409	15.4	1,099	6.3	889	27

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	*1人	*2人	人
男性	40～44	6,357	234	3.7	223	95.3	11	4.7	11	100.0	0	0	1
	45～49	6,944	201	2.9	191	95.0	10	5.0	7	70.0	2	1	0
	50～54	5,698	165	2.9	157	95.2	8	4.8	5	62.5	2	1	0
	55～59	5,166	178	3.4	166	93.3	12	6.7	10	83.3	0	2	0
	60～64	5,507	507	9.2	481	94.9	26	5.1	21	80.8	2	3	1
	65～69	7,393	1,382	18.7	1,292	93.5	90	6.5	70	77.8	8	12	2
	70～74	6,767	1,828	27.0	1,684	92.1	144	7.9	115	79.9	19	10	2
	75～79	5,366	1,563	29.1	1,417	90.7	146	9.3	120	82.2	18	8	4
	80歳以上	5,201	996	19.2	875	87.9	121	12.1	85	70.2	24	12	4
	小計	54,399	7,054	13.0	6,486	91.9	568	8.1	444	78.2	75	49	14
女性	40～44	6,149	556	9.0	534	96.0	22	4.0	18	81.8	3	1	0
	45～49	6,660	442	6.6	421	95.2	21	4.8	15	71.4	4	2	0
	50～54	5,509	449	8.2	430	95.8	19	4.2	16	84.2	2	1	0
	55～59	5,321	541	10.2	522	96.5	19	3.5	17	89.5	1	1	1
	60～64	6,091	1,189	19.5	1,133	95.3	56	4.7	51	91.1	4	1	1
	65～69	8,125	2,208	27.2	2,122	96.1	86	3.9	78	90.7	5	3	3
	70～74	7,332	2,329	31.8	2,208	94.8	121	5.2	108	89.3	12	1	4
	75～79	5,694	1,687	29.6	1,575	93.4	112	6.6	96	85.7	10	6	3
	80歳以上	7,772	954	12.3	879	92.1	75	7.9	46	61.3	24	5	1
	小計	58,653	10,355	17.7	9,824	94.9	531	5.1	445	83.8	65	21	13
男性	集団	54,399	3,748	13.0	3,490	93.1	258	6.9	217	84.1	12	29	8
	個別		3,306		2,996	90.6	310	9.4	227	73.2	63	20	6
女性	集団	58,653	5,039	17.7	4,838	96.0	201	4.0	181	90.0	9	11	5
	個別		5,316		4,986	93.8	330	6.2	264	80.0	56	10	8
合計		113,052	17,409	15.4	16,310	93.7	1,099	6.3	889	80.9	140	70	27

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。平成 29 年度との比較では、受診者数の増加がみられた。

「健康さくら 21 (第 2 次)」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成 30 年度の受診率は、15.4%であった。受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発をしていく必要がある。

大腸がん検診の精密検査としては、便潜血検査の再検査は不適切であると示されているが、高齢者の中には、体力等の理由で内視鏡が不可能である場合があること、若い年代の中でも便潜血検査の再検査を行っている例がみられること等から、適切な精密検査の方法について周知していく必要がある。

また、自己判断による精密検査の未受診を減らせるように啓発を続けていく必要がある。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)目標値	(初期値) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

①訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
26年度	46	53
27年度	41	42
28年度	97	101
29年度	79	95
30年度	71	77

②訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	63	69	0	0	14	55
がん至急精密検査勸奨	4	4	0	0	0	4
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	1	1	0	1	0	0
歯科	3	3	0	0	0	3
計	71	77	0	1	14	62

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

《考 察》

訪問指導実施人数（実人数）は、平成 30 年度 71 人で、平成 29 年度 79 人と比較すると 8 人の減少であった。生活習慣病に関する保健指導は 63 人（88.8%）であった。平成 28 年度から、特定健康診査（健康診査）において、血液検査項目（糖代謝 HbA1c）の追加、至急受診勸奨者（パニックデータ該当者）の基準値を見直したことで、更に「糖尿病性腎症重症化予防事業」を開始したことにより、生活習慣病に関する保健指導の対象者が増えたが、生活習慣病に関する訪問指導の実施人数（実人数）は、平成 28 年度 78 人、平成 29 年度 68 人、平成 30 年度 63 人と年々、減少傾向となっている。対象者の状況により、保健センターでの面接や電話の対応もしていることから、訪問指導数が減少したと思われる。

特定健診直後の受診勸奨を含めた訪問指導は、対象者の生活状況を確認したうえでの指導ができることから、その後 6 か月間の支援においても効果が期待できる。

特に、初めて保健指導の対象者となった者については、保健師、栄養士による指導により医療機関への受診や生活習慣の改善につながるケースが多く、今後の重症化予防に有効な手段となっているものとする。

口腔衛生指導は 3 人（4.2%）であった。歯科衛生士が訪問歯科診療後の口腔内の状況を確認し、今後の口腔ケアなどの指導を行うことにより身体状況の改善につながっている。

がん検診至急精密検査勸奨は 4 人（5.6%）であった。保健師が精密検査の実施方法や必要性等の説明を行うことにより、精密検査前の不安の軽減につながっている。

精神疾患に関する訪問指導は 1 人（1.4%）であった。民生委員からの相談を受け、訪問指導を実施し、その後は継続した支援へとつながっている。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）) 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施の割合 29.0% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 36.0% → 60.0%

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（6月5日～12月5日、市内19会場延べ57日間）
集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内43協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：平成30年4月1日現在で、40～74歳（年齢の基準日は平成31年3月31日）の佐倉市国民健康保険被保険者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）
既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定・BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・尿検査
- イ 詳細な健診の項目（基準に該当したうえで、健診当日の医師が必要と判断した場合）
心電図検査基準
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上または不整脈が疑われるもの
眼底検査基準（個別健診については受診勧奨とする。）
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上
貧血検査基準
既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第二期				第三期
	26年度 (法定)	27年度 (法定)	28年度 (法定)	29年度 (法定)	30年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	40%	45%	50%	60%	34%
実績値	32.3%	33.2%	33.6%	34.2%	33.0%
特定保健指導 目標実施率	45%	50%	55%	60%	30%
実績値	23.4%	16.1%	16.8%	13.9%	22.90%

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
26年度 (法定報告値)	34,668	集団健診	6,366	18.4	56.8
		個別健診	3,655	10.5	32.6
		人間ドック等	1,183	3.4	10.6
		合計	11,204	32.3	100.0
27年度 (法定報告値)	34,025	集団健診	6,345	18.6	56.1
		個別健診	3,666	10.8	32.4
		人間ドック等	1,293	3.8	11.4
		合計	11,304	33.2	100.0
28年度 (法定報告値)	32,307	集団健診	6,000	18.6	55.3
		個別健診	3,531	10.9	32.5
		人間ドック等	1,323	4.1	12.2
		合計	10,854	33.6	100.0
29年度 (法定報告値)	31,093	集団健診	5,705	18.3	53.7
		個別健診	3,568	11.5	33.6
		人間ドック等	1,350	4.3	12.7
		合計	10,623	34.2	100.0
30年度 (概算数値)	34,179	集団健診	6,148	18.0	54.4
		個別健診	4,051	11.9	35.9
		人間ドック等	1,095	3.2	9.7
		合計	11,294	33.0	100.0

※平成30年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
26年度	16,784	集団健診	1,170	7.0	28.6
		個別健診	2,924	17.4	71.4
		合計	4,094	24.4	100.0
27年度	17,707	集団健診	1,299	7.3	27.4
		個別健診	3,437	19.4	72.6
		合計	4,736	26.7	100.0
28年度	18,868	集団健診	1,408	7.5	27.5
		個別健診	3,715	19.6	72.5
		合計	5,123	27.1	100.0
29年度	20,527	集団健診	1,552	7.6	27.1
		個別健診	4,176	20.3	72.9
		合計	5,728	27.9	100.0
30年度	23,557	集団健診	1,711	7.3	28.9
		個別健診	4,202	17.8	71.1
		合計	5,913	25.1	100.0

④平成30年度未受診者勧奨

1. 対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、平成21年度から実施している。

平成30年度は、①40歳になる人②平成29年度加入で未受診③平成26～平成29年度に1回以上の受診者④かかりつけ医なし、過去3年以上未受診者⑤かかりつけ医があり、過去3年以上未受診者 合計12,323人に受診勧奨を実施した。

2. 勧奨方法

ハガキによる個別通知

3. 勧奨結果（カテゴリー別受診率）

①40歳になる人16.2%②平成29年度加入で未受診11.0%③平成26～平成29年度に1回以上の受診者23.6%
④かかりつけ医なし、過去3年以上未受診者5.2%⑤かかりつけ医があり、過去3年以上未受診者2.4%
合計13.8%（1,698人）が受診をした。

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

平成20年度の開始年度から、集団健診での胃がん・大腸がん・胸部レントゲン検診との同日実施、土日の健診実施や、健診会場を小学校等の身近な場所を含め複数会場で行うなど、受診機会の確保に努め、受診率の向上への取り組みをしているが、健診受診率は、30%台の横這いの推移となっている。

特定健康診査の対象者の7割が、生活習慣病を持ち、かつ特定健康診査の未受診率が高いため、受診勧奨を行ったが、受診率は低くなっている。

初めて特定健康診査の対象となる40歳及び過去3年間のうち1回以上に特定健康診査を受診した対象者については、受診率が高いことから、この対象者については、毎年受診勧奨を実施し、継続受診を定着させることが、受診率増加に必要であると考ええる。

また、かかりつけ医がいる対象者については、受診勧奨をしても、受診する人が少ないことから、かかりつけ医からの情報提供について、具体的な施方法等について、引き続き医師会と協議を行っていく。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)	
健康さくら21(第2次)目標値	・特定保健指導の実施の割合	(初期値) → (目標) 36.0% → 60.0%

《目的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
				なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
				なし		
	1つ該当			なし		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要

に応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

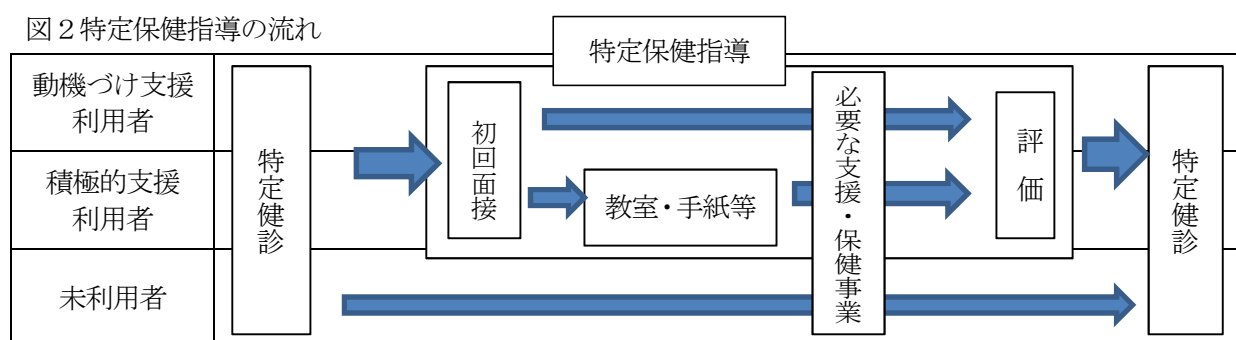
対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援(3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む)を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3か月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 16回

グループ支援型 13回／個別支援型 76回(本人希望日による個別 36回含む)／訪問型 0回

・方法

〈分割実施型〉

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」高血圧予防コース1課・4コース、脂質異常症予防コース1課4コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価(設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等)を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月短縮された。

《実績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定健康診査 対象者数 (人)		34,668	34,025	32,307	31,093	(34,179)
受診者数 (人)		11,204	11,304	10,854	10,623	(11,294)
受診率 (%)		32.3	33.2	33.6	34.2	(33.0)
特定保健指導 対象者数 (人)		1,331	1,309	1,206	1,243	(1,132)
終了者数 (人)		312	211	203	173	-
実施率 (%)		23.4	16.1	16.8	13.9	-
再掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	1,096	1,107	1,028	1,071	(970)
	利用者数 (人)	282	197	190	160	(247)
	終了者数 (人)	284	190	188	157	-
	実施率 (%)	25.9	17.2	18.3	14.7	-
	積極的支援 対象者数 (人)	235	202	178	172	(162)
	利用者数 (人)	34	23	16	20	(24)
	終了者数 (人)	28	21	15	16	-
	実施率 (%)	11.9	10.4	8.4	9.3	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、平成30年度の終了時評価が完了できるのは、令和元年6月末となる。このため、平成30年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているため、法定報告数の法定報告後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考察》

特定保健指導の実施率は、26～29年度まで減少の傾向がみられている。

平成30年度より第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となった。特定保健指導の実施率向上に向け、実施方法の見直しにより、積極的支援対象者に対して新たな支援方法「動機付け支援相当」の位置づけがされた。それにより、健診当日に特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、面接の分割実施が可能となり、更に特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮された。

平成30年度の特定保健指導の利用率は23.9%(対象者1132人/利用者271人)となり、前年度の利用率14.5%(対象者1243人/利用者180人)と比較し9.4ポイントの増加となっている。

今年度から実施可能となった初回面接の分割実施は、集団健診(16日間)の当日に特定保健指導の対象と見込まれる140人中54人(38.6%)に実施しており、特定保健指導利用者全体の19.9%を占めている。健診健診受診当日の初回面接の実施は、健康意識が高まっている時に、働きかけることができ特定保健指導の利用へとつながったと思われる。

従来の初回面接(グループ支援型、個別支援型)は、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮されたことにより、初回面接の実施日程を3月中旬まで延長する事が可能となったことで、対象者が参加する機会の拡大につながっている。対象者への案内は、①案内チラシを配布(集団健診利用者は、健診当日の腹囲測定後、個別健診受診者は健診受診医療機関にて健診終了後)、②案内文の送付(集団健診利用者は、結果票に同封、個別健診受診者は健診受診1～2か月後頃に郵送)、③電話による勧奨、④再勧奨の案内文送付の最大4回にわたって行った。

今年度の実績を踏まえ特定保健指導の利用率の向上のため、実施方法について検討を継続したい。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第17条、第19条2
健康さくら21（第2次） 目標値	（初期値）→（目標） ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

（厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用）

(1) 個別支援

《内容》

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白+以上のかたを対象とする。

② 実施方法

糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

- 1) 特定健診の結果から、本事業対象となるかたを抽出する。
- 2) 訪問または面接により医療受診状況や病状、生活習慣等の把握を行う。把握した状況から適切な医療受診について勧奨するとともに、必要に応じ保健指導を行う。
- 3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。
- 4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

③ 周知方法

集団健診受診者：健診結果の返却を兼ね担当者が直接連絡をとり支援を開始する。

個別健診受診者：事業該当であることを伝える文書及び受診状況等の現状確認のアンケートを郵送し、アンケート回収を兼ね、担当者が直接連絡をとり支援を開始する。

《実績》

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
28年度	対象者数	16	5	0	0	21
	支援実施数	16	5	0	0	21
29年度	対象者数	30	4	16	9	59
	支援実施数	30	4	15	8	57
30年度	対象者数	21	4	19	9	53
	支援実施数	21	4	19	9	53

*平成28年度は、事業を開始が9月からであり、対象者も集団健診のみとしたため、実績が少なくなっている。

② 事業実施人数（平成31年4月4日現在）

	集団健診受診者		個別健診受診者		合計
	男	女	男	女	
対象者数	21	4	19	9	53
支援実施数	21	4	19	9	53

④ 対象者内訳

受診状況（支援前）	集団	個別	合計	受診状況（支援後）	集団	個別	合計
主治医あり	25	26	51	主治医あり	25	27	52
主治医なし	0	2	2	主治医なし	0	1	1

④ 支援実施状況

支援内容	延べ件数
家庭訪問	26
面接指導	19
電話による支援	59
手紙による支援	36
教室等への参加	0
その他	0
合計	140

《考 察》

対象者 53 人中、51 人については既に主治医がおり、定期的な受診ができていた。受診をしていなかった 2 人に対し指導を行った。2 人とも、電話だけでなく手紙などの支援を継続し、1 人は年度末に受診が確認できた。また、医療機関にはかかっていたが、指導後に糖尿病専門医のいる医療機関に 4 人の方が変更した。本事業対象者が、糖尿病性腎症第 3 期に該当するかたであり、適切な医療機関受診が必要となる。対象者の状況に合わせ、医療機関と連携を図り指導を行っていきたい。

(2) 講演会

《内 容》

- ① 日時：平成 31 年 3 月 3 日（日）
- ② 会場：健康管理センター3 階大会議室
- ③ 演題：糖尿病性腎症重症化予防事業「糖尿病予防講演会」
- ④ 講師：東邦大学医療センター佐倉病院 副院長 龍野一郎 医師
- ⑤ 周知方法

30 年度の特定期健診の結果から HbA1c5.6～6.4%で 64 歳未満の者 567 名への個人通知および電話勧奨

《実績》

年齢区分/性別	男性	女性	合計
40歳～64歳	7	20	27
合計	7	20	27

《考察》

佐倉市国民健康保険第二期データヘルス計画によると、人工透析のレセプトから原因疾患のうち4分の1が糖尿病性腎症によるものであるとの結果がでていいる。昨年度は、すでに尿たんぱくが+以上の方を対象とした慢性腎臓病講演会を実施したが、今年度はその前段階である糖尿病予防という観点で、かつ年齢も64歳以下と限定し講演会を実施した。講演会では、参加者に自身の健診結果を持参するように話していたため、講演内容が自分の身体でも起こっていることとして認識しやすかったと思われる。今回のように対象年齢を絞ることで、参加者数は減少したが、より若いうちから糖尿病予防に関心を持ち、生活習慣改善の行動につなげることで、最終的に糖尿病性腎症を予防していきたい。

今後も本事業の対象になるリスクが高く、予防的な関わりが必要なかたについて、講演会を開催し重症化予防に努めていきたい。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条（正しい知識の普及） 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 新設の指標→9.4% ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6%→60.0% 中・高校生 49.1%→60.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 21.1%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 57.2%→100% ・自殺者の減少（人口10万人当たり） 26.11人→19.52人

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ① 対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ② 方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③ 内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④ 周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

① 会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成27年度	2	5	2	5	2	3	6	13
平成28年度	2	5	2	6	2	6	6	17
平成29年度	2	7	2	2	2	7	6	16
平成30年度	2	7	2	2	2	3	6	12

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	1	3	3	5	12

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者				
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族 (複数あり)	その他
人数	7	5	16	8	(3)	7	1

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (対人関係等)
人数	7	1	6	1	0	2

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	3	9

⑥相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	2	1

《考 察》

相談内容では健康問題が一番多く、相談者の中には医療機関受診が必要であるが、書面での申し送りがあった方が有効と思われる場合には、相談内容連絡票を発行している。この連絡票を利用することにより、本人が受診の必要性を理解し、確実に精神科への受診につながっている。これはこころの健康づくりを進めるうえで必要な支援であるが、現在相談者数は、年々減少傾向にある。こころの健康相談は身近な場所で無料で医師に相談ができる場であるため、更に周知を図り多くの方に利用してもらうことで、市民のこころの健康づくりを進めていきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内

電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。

④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 27 年度	2	3	3	9	1	3	6	15
平成 28 年度	2	7	3	7	1	1	6	15
平成 29 年度	3	8	3	7	-	-	6	15
平成 30 年度	3	10	3	7	-	-	6	17

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	0	3	8	6

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者（複数人来所あり）			
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族
人数	3	14	17	16	(0)	1

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・ 生活問題	勤労問題	その他
	(再掲) 治療中の 精神疾患の相談					
人数	5	3	9	0	2	5

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	6	11

⑥相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	1

《考察》

カウンセラーによるこころの健康相談は、今年度の相談者数はやや増加した。カウンセラー相談では家族問題を抱えた人が一番多く、次いで健康問題となっている。相談者の中には、相談内容から自ら医師の相談ではなく、カウンセラー相談を希望する人もおり、カウンセラーと医師の両方の相談を設け、どちらかを選べる体制になっていることで、相談しやすい状況となっている。今年度はカウンセラー相談からも相談内容連絡票が発行され、受診に繋げることができた。今後も必要な人には受診を提案し、こころの健康づくりにつなげていきたい。

(3) 千葉県地域自殺対策強化事業

《目的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
講師	① 臨床心理士 田口 学氏 ② 精神保健福祉士 さわとん氏（澤登 和夫氏） ③ 臨床心理士 田口 学氏
日時	① 平成30年7月13日 13:30～16:00 ② 平成30年11月7日 13:00～16:00 ③ 平成31年1月22日 14:00～16:00
対象/参加者数 /会場	① こころの教育相談員/学校教育相談員：17人（健康管理センター） ② 市民・市内在勤者：31人（臼井公民館） ③ 市役所職員：33人（市役所1号館）

《考察》

ゲートキーパー養成研修はここ数年、学校向け、市民向け、職員向けを実施しているが、その中でも今年度は学校向けとして初めて教育センターと連携し、こころの教育相談員・学校教育相談員に対しゲートキーパー研修を実施することができた。若年層の自殺対策は国を挙げての取り組みとなっており、昨年度の養護教諭、今年度各教育委相談員と子供の悩みに直接対応する方への研修が続いたため、今後は教育委員会と連携し、より多くの先生方にも研修が受けてもらえるような体制づくりを構築していきたい。

また、今年度策定した佐倉市自殺対策計画での目標として「様々な職種を対象としたゲートキーパー研修の実施」を掲げているため、今後この3つ以外にも計画的にゲートキーパー養成を進めていけるよう自殺対策庁内連携会議など活用し進めていきたい。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会（女性の健康づくり講演会）
内容	講演「カラダとココロのセルフケア」
講師	NPO法人 ちえぶら 認定講師 松永 まゆ子氏
日時	平成31年 3月10日（日） 14:30～16:00
対象 / 会場	69歳までの市民の方 / 健康管理センター
参加者数	45人

《考察》

広くこころの健康づくりを進めるため、毎年講演会を実施している。今年度は佐倉市の自殺の現状の中でも女性の50代が多くなっていることから、更年期前後の世代を対象に実施する予定であった。しかし今回初めて女性の健康づくり講演会（コレステロールの講演会）と共催としたため、コレステロールの講演会とこころの講演会の2部制としたものの、参加者は同じ方々であったため、50代よりも60代の参加者が多く、更年期前後のこころとからだの悩みを解決された方が多い結果となっ

まった。来年度は、広くこころの健康づくりに資する内容で企画していきたい。

4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催した。

《内容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 15 課・1 関係機関。健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、高齢者福祉課、障害福祉課、社会福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課、社会教育課、人事課、収税課、産業振興課、社会福祉協議会
開催日	第1回 平成30年 7月 5日(月) 14:00~15:15 第2回 平成30年10月 3日(水) 14:00~15:30
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市の自殺の現状と取り組みについて ・佐倉市自殺対策計画の策定について ・意見交換(各課・事業の棚卸し結果について)

《考察》

今年度は、佐倉市自殺対策計画策定に向けて2回会議を開催した。関係各課から事業の棚卸しとして、自殺対策に関連すると思われる業務の洗い出しをしてもらい計画に反映することができた。今後は計画に基づき、庁内だけではなく外部の関連機関等との連携を図りながら自殺対策を推進していきたい。

(5) 普及啓発活動

時期	実施内容
9月10日~16日 自殺予防週間 (9月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・予防週間ポスター掲示を市内関係施設34か所に依頼 ・保健センター、市役所1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・図書館3施設にポスター、のぼり旗設置。佐倉南図書館で啓発コーナーに関連図書の展示
10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民カレッジ2年生83人に対し、メンタルヘルスについて講義(こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパー研修について周知)
平成31年3月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所1階ロビーと保健センターに啓発コーナー設置(ポスター、パネル、リーフレットの展示)、1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・全図書館にポスターとのぼり旗設置。佐倉南図書館で啓発コーナーに関連図書を展示 ・JR佐倉駅まちづくり市民ギャラリーにて啓発。 ・自殺対策強化月間ポスター掲示を市内関係施設11か所に依頼 ・広報…自殺対策強化月間について掲載 ・ホームページ…強化月間の特集記事や、図書館での啓発、心の相談先を掲載

《考 察》

自殺予防の普及啓発を図るため、9月と3月の啓発時期に合わせて全庁的に協力を依頼している。今年度策定した自殺対策計画の中では、自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民を増やすことが目標の一つとなっている。現状ではまだ3割ほどの認識となっているため、新たな周知啓発方法を検討し、認知度を高めていきたい。

